幼保連携型認定こども園
自己点検・自己評価リスト

― 運営・会計・労務 ―

法　　人　　名	社会福祉法人　豊富台福祉会
園　　名	認定こども園このみ保育園
点検（確定）日	平成　30年　8月　8日

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
運営規程	1	園則と運営（管理）規程は実態と相違していませんか。 なお、保育所型及び地方裁量型は、運営（管理）規程のみが対象となります。 **法令等** ・法施行規則第16条《手引p16》 ・特定運営基準第20条《手引p30》 ・学校教育法施行規則第4条《手引p43》	本山	A	A	園則に記載すべき事項を実態に基づいて記載している。
	2	職員や利用者に運営（管理）規程を周知するとともに、重要事項を見やすい場所に掲示していますか。 **法令等** ・特定運営基準第23条《手引p30》	本山	B	B	職員室に運営規程及び重要事項説明書を備え付けている。
職員と園児の数	3	利用定員を遵守していますか。 **法令等** ・特定運営基準第22条《手引p30》	本山	A	A	特定教育・保育に対する需要の増大への対応等を行っている。
	4	市の利用調整を経ず、受け入れている私的契約児はいませんか。 **着眼点** ・「私的契約児」は、施設型給付の支給対象となっていない乳幼児で、恒常的に受け入れている者を指します。 ただし、市の実施する一時保育事業、県の実施する乳幼児子育て応援事業、わくわく幼稚園・保育所等や未就園児保育で一時的に受け入れる乳幼児を除きます。 ・受け入れている場合は、定員の範囲内であり、面積基準や職員配置等の遵守ができていること、教育・保育の質が担保されていることなどの確認が必要です。	本山	A	A	私的契約児を受け入れていない。
	5	職員の配置状況は、各時間帯において、下記の配置基準等に1人を加えた数以上を満たしていますか。 **着眼点** ・4歳以上の園児：概ね30人につき1人 ・3歳以上4歳未満の園児：概ね20人につき1人 ・1歳以上3歳未満の園児：概ね6人につき1人 ・1歳未満の園児：概ね3人につき1人 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ・幼保運営基準第5条第3項《手引p20》 ・認こ運営基準第第2の1《手引p24》 ・市基準条例第5条第1項	本山	A	A	配置基準等に1人を加えた数以上を満たしている

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	5	**参考事項** （3歳児配置改善加算） 3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置規準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。	本山			
	6	**朝夕等、園児が少人数の場合も、常時2名以上の保育教諭等を配置していますか。** **法令等** ・幼保運営基準第5条第3項《手引p20》 ・認こ運営基準第第2の1《手引p24》 **参考事項** （保育士配置基準の緩和への特例） 特例的運用実施の場合は、市へ下記の提出書類を出しているか。 ①当該職員を含む全体のシフト表（1ヶ月分） ②当該職員が特例の要件に該当する書類 緩和内容は、朝夕などの時間帯に配置する保育士・保育教諭2名のうちの1名等です。 代替可能な者は、① 家庭的保育者、②子育て支援員研修の地域型保育コースの修了者、③保育所等での保育業務に常勤職員として従事した実務経験1年以上の者です。	本山	A	A	常時2名以上の保育教諭等を配置している。
	7	**学級担任は常勤・専任ですか。** **着眼点** ・学級担任は、教育時間の開始から終了までの配置が必要です。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ・幼保運営基準第5条第1項《手引p20》 ・認こ運営基準第2の2《手引p24》	本山	A	A	学級担任は常勤・専任である。
	8	**3歳以上児の学級編制は、原則、同一学年の園児で編制されていますか。** **法令等** ・幼保運営基準第4条第3項《手引p19》 ・認こ運営基準第5の4の1《手引p27》	本山	C	C	3，4，5歳児の異年齢による活動を行っている。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	8	**参考事項** ・事業者向けFAQ【第7版】Q5：学級編制《手引p86》				
	9	**資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。** **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ①保育教諭：保育士、幼稚園教諭免許を保有する者 ：法第14条第1項、第15条第1項《手引p13》 認こ運営基準第3《手引p25》 ②調理員：栄養士又は調理師免許を保有する者を最低一人は配置 ：市基準条例第5条第2項 ③学校医、学校歯科医 ：法第27条、学校保健安全法第23条《手引p13,45》 ④学校薬剤師（幼保連携型・幼稚園型） ：法第27条、学校保健安全法第23条《手引p13,45》 **参考事項** （幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例） 新制度施行から5年間（平成32年3月末まで）に限り、幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。 （保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例） 新制度施行から5年間は、幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため、履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。	本山	A	A	資格を要する職種について、資格要件を満たす職員を配置している
施設整備	10	**基準に定められている設備を有していますか。** **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ・幼保運営基準第7条《手引p21》 ・最低基準第32条《手引p32》	本山	A	A	基準に定められている設備を有している。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設設備	11	0～1歳児の園児が入所している場合、乳児室・ほふく室、調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を有していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ・幼保運営基準第7条《手引p21》 ・乳児保育通知《手引p36》 ・市認可要綱第7条第2項	本山	A	A	ほふく室、調乳室、沐浴槽、汚物槽等、必要な設備を有している
	12の1	園舎基準を満たしていますか。 **着眼点** (1) 幼保連携型は①と②を合算した面積、それ以外は①の面積 ① 1学級：180㎡ 2学級以上：320＋100×（学級数－2）㎡ ② 満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 (2) 幼保連携型及び幼稚園型は、3～5歳児の保育室が53㎡以上、遊戯室が100㎡以上 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 (1) ・幼保運営基準第6条第6項《手引p20》 ・認こ運営基準第4の2《手引p25》 (2) ・市基準条例第7条（幼保連携型） ・県条例第3条、第5条（幼稚園型）《手引p36、38》	本山	A	A	既存施設特例として保育室の基準を満たしている。
	12の2	各室毎に園児1人当たりの面積基準（有効面積）を満たしていますか。 **着眼点** ・乳児室、ほふく室：満2歳未満の園児1人につき、3.3㎡ ・2歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・3歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・4歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・5歳児保育室：1人につき、1.98㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ・幼保運営基準第7条第6項《手引p21》 ・認こ運営基準第4の4、9《手引p26》 ・市認可要綱第7条第1項	本山	A	A	各室毎に園児1人当たりの面積基準（有効面積）を満たしている。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設整備	13	園庭基準を満たしていますか。 **着眼点** ・①と②を合算した面積 ①イとロを比較して大きくなる面積 イ 2学級以下：330＋30×（学級数－1）㎡ 3学級以上：400＋80×（学級数－3）㎡ ロ 満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②満2歳児1人につき3.3㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ・幼保運営基準第6条第7項《手引p21》 ・認こ運営基準第4の5《手引p26》	本山	A	A	
	14	面積基準等に既存施設特例が適用されている場合、特例の内容を把握していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ・幼保運営基準附則第4条《手引p22》 ・市基準条例附則2	本山	A	A	特例の内容を把握している。
	15	建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、市へ変更届を提出していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ・法第29条《手引p14》 ・一括法《手引p86》	本山	A	A	建物の構造や部屋の用途等に変更は無い。
	16	保育室（教室）等の清掃、衛生管理、保温、換気等は適切ですか。 **法令等** ・学校保健安全法第6条《手引p44》	本山	A	A	保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気等を適切に行っている。
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	17	教育及び保育の内容に関する全体的な計画は作成されていますか。 ・長期的な指導計画（年・期・月） ・短期的な指導計画（週・日） **法令等** ・認こ運営基準第5の3《手引p27》 ・幼保教育・保育要領第3章《手引p35》 ・幼稚園教育要領第3章《手引p35》 ・保育所保育指針第1章3《手引p35》	本山	A	A	教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成している。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	18	3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。 **法令等** ・法第6条《手引p13》 ・幼保教育・保育要領第3章《手引p35》 ・保育所保育指針第1章3《手引p35》	本山	A	A	3歳未満児の個別指導計画を作成している。
	19	障害児の個別指導計画について、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行っていますか。 **法令等** ・幼保教育・保育要領第3章《手引p35》 ・幼稚園教育要領第3章《手引p35》 ・保育所保育指針第1章3《手引p35》	本山	A	A	個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行っている。
	20	教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。 **着眼点** ・教育及び保育に係る全体的な計画の展開（実践） ・乳児保育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・幼児保育及び教育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実 ・健康及び安全に係る内容 ・保護者や地域等への子育ての支援の内容 ・教育環境、カリキュラムの評価と改善 ・全体的な計画や指導等の状況に係る評価と改善　等 **法令等** ・法第23条《手引p13》 ・法施行規則第23条《手引p16》 ・認こ運営基準第8の6《手引p28》 ・特定運営基準第16条《手引p30》 ・基準条例第7条第4項《手引p41》 ・学校教育法第28、42条《手引p43》 ・学校教育法施行規則第39、66条《手引p44》 ・児童福祉法第45条《手引p86》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》 ・幼稚園教育要領《手引p35》 ・保育所保育指針《手引p35》	本山	B	B	全体的な計画や長期の指導の状況に係る評価と改善が組織的に行われていない。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	21	認定こども園内外での適切な研修計画を作成し、実施していますか。 **着眼点** ・キャリアパス等を見据えた体系的な研修計画の作成 ・職場内における研修の実施 ・外部研修への参加機会の確保等 ・外部研修等で得た研修成果の組織内での活用 ・カリキュラム・マネジメントの取組、施設における教育・保育の自己点検及び評価・改善のための園内研修 ・園長等研修、主幹保育教諭等研修の受講　等 **法令等** ・認こ運営基準第6の4《手引p28》 ・保育所保育指針第5章《手引p35》	本山	A	A	キャリアパス等を見据えた体系的な研修計画の作成や職場内における研修の実施、外部研修への参加機会の確保等の取り組みを実施していいる。
	22	0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していますか。 **着眼点** ・園において育みたい資質・能力 ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　等 **法令等** ・認こ運営基準第5の2《手引p26》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》 ・幼稚園教育要領《手引p35》 ・保育所保育指針《手引p35》	本山	B	B	全体的な計画や長期の指導計画の策定及び評価と改善が組織的に行われていない。
	23	在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫していますか。	本山	A	A	3歳未満児は毎日、連絡帳等により、食事、睡眠、排せつの状況等、家庭との日常的な情報交換を行っている。また一日の生活リズムを踏まえて個別に食事や睡眠の時間を設定している。
	24	園児の育ちに関する帳票を整備していますか。 **着眼点** ・身体測定、健康診断の記録等 ・教育及び保育経過の記録等 **法令等** ・法施行規則第30条《手引p19》 ・幼保連携型認定こども園園児指導要録《手引p35》 ・認定こども園こども要録《手引p35》	本山	A	A	身体測定、健康診断、教育及び保育経過等を記録し、整備している。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育の記録等	25	日誌や園児出席簿を適正に整備するとともに、個人情報を適切に取り扱っていますか。 **法令等** ・法施行規則第26条《手引p16》 ・特定運営基準第12条《手引p28》 ・学校教育施行規則第28条《手引p43》	本山	A	A	日誌や園児出席簿等を適正に整備するとともに個人情報が記載された帳票類は鍵付きの書庫に保管している。
	26	小学校教育への円滑な接続に向けた取組を行っていますか。 **着眼点** ・小学校の児童との交流機会の設定 ・小学校教師との意見交換　等 **法令等** ・認こ運営基準第5の6《手引p27》 ・特定運営基準第11条《手引p28》	本山	B	B	オープンスクールに参加して就学への期待感を高める等の取り組みを実施するとともに、、指導要録の写しの送付等により情報共有と連携を図っている。
虐待防止	27	虐待等の状況が見受けられないか、日々園児や保護者の様子に留意し、早期発見に努め、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市やこども家庭センター等と連携していますか。 **法令等** ・認こ運営基準第8の4《手引p28》 ・児童虐待の防止等に関する法律第5、6条《手引p46》	本山	A	A	兵庫県子ども家庭センターが作成した児童虐待対応マニュアルに基づいた対応を行っている。
健康・衛生管理	28	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を認定こども園の類型に応じた方法で実施していますか。 **法令等** 〔幼保連携型〕 ・法第27条《手引p13》 ・法施行令第5条《手引p14》 ・法施行規則第27条《手引p17》 〔幼保連携型・幼稚園型〕 ・学校保健安全法第13条《手引p44》 ・学校保健安全法施行規則第5条《手引p45》 〔保育所型〕 ・最低基準第12条《手引p32》 〔特定認可外保育施設型〕 ・県規則第8条《手引p40》	本山	A	A	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を毎学年、6月30日までに行っている。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
健康・衛生管理	29	各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 **着眼点** ・感染症及び食中毒 ・事故防止 ・危機管理 ・速やかな事故報告　等 **法令等** ・保育所における感染症対策ガイドライン《手引p46》 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン《手引p46》 ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン《手引p46》	本山	B	B	感染症予防・対応マニュアル、事故防止・対応、危機管理マニュアルを職員主導で整備しているが、職員への周知が不十分である。
事故防止・安全対策	30	与薬が必要な場合は、主治医記入の「与薬に関する主治医意見書」及び保護者記入の「与薬依頼書」を提出させ、適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 **法令等** ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説第3節5《手引p35》 ・保育所保育指針解説書第5章1《手引p35》	本山	A	A	与薬が必要な場合は、主治医記入の「与薬に関する主治医意見書」及び保護者記入の「与薬依頼書」を提出させ、適切に預かり、保健師が管理し、園児に与薬している。
	31	SIDS（乳幼児突然死症候群）等の防止対策をしていますか。 **着眼点** ・定期的な睡眠時の状態の観察（0歳児は10分毎、1歳児は15分毎、入園初期や体調不良が見られるときは5分毎） ・心肺蘇生法等の研修　等 **法令等** ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン《手引p46》 ・市睡眠時の安全対策の手引き	本山	B	B	0歳児は10分毎、1歳児は15分毎に観察を行っているが、入園初期や体調不良の際は5分毎に行われていなかった。
	32	避難訓練は、火災や非常災害の発生に備え、かつ地域の実情に合わせて、月1回以上実施していますか。 **着眼点** 非常災害：地震、津波、土砂崩れ、水害への対策等 **法令等** ・最低基準第6条《手引p31》 ・県条例第3条《手引p36》 ・基準条例第7条第7項《手引p41》	本山	A	A	毎月1回、火災避難訓練を実施するとともに、地震、水害に対する訓練を年1回実施している。
	33	事故が発生した場合の対応を把握していますか。 **着眼点** ・対応指針等の整備 ・事故防止委員会の設置、定期的な研修	本山	A	A	年1回、救急救命講習、緊急事態発生時の通報訓練を実施している。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	33	・事故発生時の連絡体制の確認 ・事故の状況や対応等の記録 ・賠償責任保険等への加入 ・治療に要する期間が30日以上の場合は、市あてに事故報告書の提出が必要です。 **法令等** ・特定運営基準第32条《手引p31》	本山	A	A	事故対応マニュアルを作成し、連絡体制を記載している。また、傷病記録を作成し、傷病発生時の状況や対応等を記録し、治療に要する期間が30日以上の場合は、神戸市に事故報告書を提出している。 賠償責任保険等へ加入している。
	34	**防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届け、また、防災用整備等は定期的に点検し、年1回、消防署に報告していますか。** **着眼点** ・廊下や非常口の前等に、非常時の避難、消火活動、防火設備の妨げとなる物品等を放置していないことなど、施設の管理を行うことが必要です。 **法令等** ・消防法第8条第1項・第2項《手引p45》 ・消防法第8条の2第4項《手引p46》	本山	A	A	防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届けている。また、防災用整備等を定期的に点検し、年1回、消防署に報告している。
保護者との連携	35	**園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。** **着眼点** ・送迎時の対応 ・連絡帳 ・園だより ・参観や懇談会 ・掲示板　等 **法令等** ・教育・保育要領第1章第3の5、第4章第2の1《手引p35》 ・幼稚園教育要領第1章第6の1《手引p35》 ・保育所保育指針第4章の2《手引p35》	本山	A	A	3歳未満児は毎日、連絡帳等により、食事、睡眠、排せつの状況等、家庭との日常的な情報交換を行っている。 3歳以上児は必要に応じて、連絡帳による情報交換を行っている。 毎日の園児の活動の様子をブログ形式で配信している。 年1回、希望者のみを対象とした個別懇談を実施している。
教育・保育時間	36	**1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。** **着眼点** 〔幼保連携型・保育所型〕 ・1日の開園時間は11時間が原則 ・毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。	本山	A	A	1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としている。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育時間	36	**法令等** ・幼保運営基準第9条《手引p22》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》 ・幼稚園教育要領《手引p35》	本山	A	A	
地域との連携	37	地域のニーズに応じて子育て支援事業を週3回以上開設する等していますか。 **法令等** ・認こ運営基準第7の2《手引p28》	本山	B	B	週2回、専任の保育教諭を配置して園庭開放や保育室開放を行っている。 併せて月2回、子育て相談事業を行っている。
苦情解決体制	38	苦情解決窓口を設置し、保護者へ周知していますか。 苦情解決の記録は書面によって整備していますか。 **法令等** ・特定運営基準第30条《手引p31》	本山	A	A	苦情解決窓口を設置し、重要事項説明書へ記載して保護者説明会の場で保護者へ周知するとともに、玄関ホールにポスターを掲示している。 苦情解決の記録は書面によって整備し、年1回、第三者委員会の場で内容を報告している。
	39	苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員が選任されていますか。 **着眼点** ・幼保連携型及び保育所型のみが対象となります。 ・苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長等を苦情解決責任者に指定するなど、体制整備が必要です。 **法令等** ・苦情解決仕組み指針通知《手引p46》	本山	A	A	苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員を選任している。 年1回、第三者委員会を開催し、苦情解決に関する内容を報告している。
食事提供	40	在園児数に相当する給食数を提供していますか。 **着眼点** ・2・3号認定の園児への給食提供は必須です。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・保育所における食事提供ガイドライン《手引p58》 ・事業者向けFAQ【第7版】Q10：給食の実施《手引p86》	本山	A	A	在園児数全ての給食を提供している。
	41	給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定していますか。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・最低基準第11条《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》	本山	A	A	給与栄養目標量を適正に設定している。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	42	予定献立表を作成し、必要な項目（献立名、食品名、可食量等）が記入されていますか。 また、保護者へは事前に献立表を配布していますか。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・最低基準第11条《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》 ・保育所における食事提供ガイドライン《手引p58》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》	本山	A	A	予定献立表を作成し、献立名、食品名、可食量等を記入している。また、保護者へ事前に献立表を配布している。
	43	一定期間の実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量を大きく下回ったり、上回ったりしていませんか。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・最低基準第11条第2・3項《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》	本山	A	A	献立月報（成分）を作成し、実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量と大きく相違しないよう確認している。
	44	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・最低基準第11条《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》 ・保育所における食事提供ガイドライン《手引p58》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》	本山	A	A	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応している。
	45	乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する具体的な計画」並びに指導計画に位置づけていますか。 **法令等** ・健康増進法《手引p49》 ・最低基準第11条《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》 ・保育所における食事提供ガイドライン《手引p58》 ・幼保教育・保育要領《手引p35》	本山	A	A	食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」並びに指導計画に位置づけている。

【運営】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	46	給食の提供前に園長、主幹保育教諭等による検食が行われ、結果を記録し、栄養管理に反映していますか。 **法令** ・最低基準第11条《手引p32》 ・雇児発0331第1号、障発0331第16号《手引p50》 ・雇児母発0331第1号《手引p52》	本山	A	A	給食の提供前に事務員による検食を行って結果を記録し、栄養管理に反映している。
	47	衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。 **着眼点** ・調理従事者の個人衛生点検 ・調理設備等の衛生点検 ・調理従事者及び調乳担当保育教諭の月1回以上の検便（ただし、6～10月の間は、月2回） **法令** ・健康増進法施行規則《手引p49》 ・食品衛生法《手引p49》 ・大量調理施設衛生管理マニュアル《手引p58》 ・市感染症予防対策マニュアル	本山	A	A	調理従事者の個人衛生点検、調理設備等の衛生点検を実施し、記録している。また、調理従事者及び調乳担当保育教諭の月1回以上の検便（6～10月の間は、月2回）を実施している。
	48	業務委託の場合、委託契約書を取り交わし、適切な委託内容となっていますか。 **法令** ・最低基準第11条、32条の2《手引p32、34》 ・厚生労働省令第132号《手引p50》 ・児発第86号《手引p54》 ・雇児発0601第4号《手引p56》 **委託内容のポイント** ・施設に、受託業者の責任者が配置され、必要な人員（資格保有者含む）が確保されていること。 ・調理従事者に対して定期的に衛生面・技術面の研修を実施すること。 ・適正な食材量を使用し、所要の栄養量が確保されるよう調理方法を工夫すること。	本山	D	D	

【会計】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
会計管理	1	園内に経理規程を備え付けていますか。 **着眼点** ・経理規程に従い、園内の会計事務を行うこと。	小野寺	A	A	職員室に経理規程を備え付けている。
	2	会計責任者と出納職員は別々の者が任命されていますか。 **着眼点** ・会計事務における内部牽制体制を確立するため、会計管理者と出納職員は分任体制をとること。 ・会計責任者と出納職員は、辞令を交付するなど、責任を明確にしておくこと。	小野寺	A	A	園長が会計責任者に、出納職員が事務員に任命されている。
	3	会計帳簿等を適切に整備、保管していますか。 **着眼点** ・各種台帳、会計伝票、証ひょう書類等は整理し、保存しておくこと。	小野寺	A	A	会計帳簿等を適切に整備、保管している。
	4	寄付金品を受領する際は、経理規程等に基づき、適正に処理していますか。 **着眼点** ・善意の寄付者の意志を尊重し、有効に役立てるため、寄付申込書等により目的を確認し、寄付金台帳等に記載するなどして、収入の整理を行うこと（ただし、飲食物等、即日消費されるようなものはこの限りではありません）。	小野寺	A	A	経理規程第24条のとおりに処理している。
	5	社会通念の範囲を超えるような慶弔費、自治会費、職員の福利厚生を目的とした親睦費等の支出はありませんか。	小野寺	A	A	社会通念の範囲を超えるような慶弔費、自治会費、職員の福利厚生を目的とした親睦費等の支出はない。
出納事務	6	小口現金は、経理規程に定めるとおりに運用していますか。	小野寺	A	A	経理規程第27条のとおりに運用している。
	7	現金出納帳を整備し、現金と一致させていますか。	小野寺	C	C	現金出納帳を整備していない。
	8	日々の支出と残高を正確に記帳（把握）していますか。	小野寺	A	A	日々の支出と残高を正確に記帳している。
	9	日々の現金収入は、金融機関に預け入れていますか。 **着眼点** ・日々の現金収入を直接支出に充てないこと。	小野寺	A	A	日々の現金収入は、速やかに金融機関に預け入れている。
	10	領収書は、購入品目、日付など必要項目が記載され、領収印が押された状態で、適切に保管していますか。	小野寺	A	A	領収証は、購入品目、日付など必要項目が記載され、領収印が押された状態で、適切に保管している。
	11	クレジットカードを所持している場合、使用記録等を行い、適正に管理していますか。	小野寺	D	D	クレジットカードを所持していない。
	12	銀行印と預金通帳は別々の場所に保管していますか。	小野寺	A	A	銀行印と預金通帳は別々の場所に保管している。

【会計】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
予算決算	13	園の予算は、適正に執行されていますか。	小野寺	A	A	予算は、適正に執行されている。
	14	決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていますか。 **着眼点** ・予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ、理事会等の承認を得ること。	小野寺	A	A	予算の執行に当たって、、大幅に食い違う科目がある場合、理事会等での説明・承認を経て補正を行っている。
保護者徴収金	15	徴収金台帳（納入台帳）を整備していますか。	小野寺	B	B	未収金について表を作成し、管理している。
	16	利用者からの徴収金（上乗せ徴収）は、運営規程等に規定し、説明を行い、文書にて同意を得た上で、徴収していますか。 **着眼点** ・上乗せ徴収は、文書による同意が必要です。 **法令等** ・特定運営基準第13条《手引p29》	小野寺	A	A	特定運営基準第13条第3項に該当する徴収金は無い。
	17	利用者からの徴収金（実費徴収）は、運営規程等に規定し、説明を行い、同意を得た上で、徴収していますか。 **法令等** ・特定運営基準第13条《手引p29》	小野寺	A	A	利用者からの徴収金（実費徴収）は、重要事項説明書に記載して、入園説明会の場で説明を行い、同意書をもらった上で、徴収している。

【労務】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
人事管理・就業規則	1	**就業規則等の必要な規程類を整備し、適正に運用していますか。** **着眼点** ・就業規則には職場において守られるべき規律や賃金等共通の労働条件等の規定が必要です。 ・就業規則等は労働基準監督署に届出が必要です。 ・職員に周知することが必要です。 ・就業規則とは別に賃金規程等を作成している場合は、これらの規程等も届出や周知等を行う必要があります。 **法令等** ・労基法第89、106条《手引p67、68》	本山	A	A	就業規則、給与規程等、必要な規程を整備し、職員へ周知したうえで、労働基準監督署に届けている。
	2	**職員の採用時には、雇用契約書や就業規則等により、賃金や労働時間等の労働条件を明示していますか。** **着眼点** ・採用通知書、辞令、雇用契約書等は、その写し等を保管するなど、適切な管理が必要です。 **法令等** ・労基法第15、89、106条《手引p58、67、68》 ・労働契約法第4条《手引p69》	本山	A	A	労働条件通知書や雇用契約書により、賃金や労働時間等の労働条件を明示している。
	3	**勤務割表や出勤簿、タイムカード等を整備するとともに、労働時間を適正に管理していますか。** **法令等** ・労基法第32、36、37　108、109条《手引p59,62,68)	本山	A	A	勤務割表や出勤簿、タイムカード等を整備するとともに、労働時間を適正に管理している。
	4	**所定労働時間は、法定労働時間を超えていませんか。** **着眼点** ・労働時間は、原則1日8時間、1週40時間以内。 ・1か月（あるいは1年）単位の変形労働時間制を採用をしている場合、1か月（あるいは1年）以内の一定期間平均し、1週間の労働時間が40時間以内。 ・労働時間が6時間を超える場合には45分以上の、8時間を超える場合には1時間以上の休憩が必要です。 **法令等** ・労基法第32～36条《手引p59～62》	本山	A	A	1年単位の変形労働時間制を採用し、1週間の労働時間が40時間以内を原則としている。

【労務】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
人事管理・就業規則	5	超過勤務命令簿を適切に整備・管理し、実際の勤務状況に合わせて超過勤務手当を支払っていますか。 **着眼点** ・法定労働時間を超えて労働者を働かせる場合には、あらかじめ労働組合等との間に時間外労働・休日労働に関する（36協定）を締結した上で、労働基準監督署への届出が必要です。 **法令等** ・労基法第32、35～37条《手引p59、62》	本山	A	A	時間外労働・休日労働に関する協定を締結した上で、労働基準監督署への届出を行っている。
	6	休日の振替を行う場合には、あらかじめ振替の措置を講じていますか。 **法令等** ・労基法第35～37、89条《手引p62、67》	本山	A	A	あらかじめ振替の措置を講じている。
	7	規定された以外の不適切な減給を行っていませんか。 **法令等** ・労基法第16、24、89、91条など《手引p58、67》	本山	A	A	規定された以外の不適切な減給は行っていない。
	8	産休・育休・長期休業者等がいる場合 代替職員を確保していますか。 **参考事項** ・産休等代替職員費を補助する市制度があります。	本山	A	A	必要に応じて、代替職員を確保している。
	9	職員の履歴書、資格証明書を適切に整備・管理していますか。 **法令等** ・法第15条《手引p13》 ・学校教育法施行規則第28条《手引p43》	本山	A	A	適切に整備し、鍵付きの書庫で管理している。
	10	学校医、学校歯科医、学校薬剤師（幼稚園型、幼保連携型のみ）との契約書等や執務記録簿等の勤務状況を確認できる資料を、整備・保管していますか。 **法令等** ・法第27条《手引p13》 ・学校教育法施行規則第28条《手引p43》 ・学校保健安全法第23条《手引p45》 ・学校保健安全法施行規則第22条《手引p45》	本山	B	B	契約書を整備・保管している。

【労務】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
人事管理・就業規則	11	職員に対し、処遇改善等加算について内容を周知し、それに準じた支給をしていますか。 **着眼点** 〔処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ共通〕 ・賃金改善を実施する計画を策定し、職員に対して計画内容の周知すること。 ・賃金改善に係る帳簿や証拠書類を適切に保管すること。 〔処遇改善加算Ⅱ〕 ・加算対象職員に対し、職位発令等を行うこと。 **法令等** ・処遇改善等加算通知《手引p70》	本山	A	A	賃金改善を実施する計画を策定し、給与規程に明示して職員に周知している。 加算対象職員に職位発令を行っている。
	12	業務上の疾病や療養等に係る災害補償規程等を整備していますか。 **法令等** ・労基法第75～89条《手引p64～67》	本山	A	A	就業規則に記載している。
研修等	13	職員会議は月1回以上、園長及び各職種の職員が参加して情報共有の場として定期的に開き、内容を記録・整備していますか。 **着眼点** ・不参加の職員にも内容を周知し共有を図ります。 **法令等** ・幼保教育・保育要領《手引p35》	本山	A	A	園長及び各職種の職員が参加する職員会議を毎月1回開催して内容を記録・整備し、記録を会議不参加の職員に回覧している。
	14	各研修会への参加や内部研修の充実等により、職員の資質向上に向けた積極的な取組を行っていますか。 **法令等** ・認こ運営基準第6の4《手引p28》 ・県条例第3条《手引p36》 ・基準条例第7条第8項《手引p41》	本山	A	A	研修計画を策定し、計画に基づいて研修を実施している。また、勤務時間外に職員自ら研修受講を希望する場合、研修の参加費及び交通費を施設が負担している。
	15	「人権」や「虐待防止」に関する研修について、取り組んでいますか。 **法令等** ・幼保教育・保育要領《手引p35》 ・児童虐待の防止等に関する法律第5条《手引p46》	本山	A	A	虐待防止等の権利擁護について外部研修を受講し、研修受講者が会議の場で受講内容を報告している。
	16	研修の記録を整備し、参加していない職員に対しても、その内容を周知し、共有を図っていますか。 **法令等** ・県条例第3条《手引p36》 ・基準条例第7条第8項《手引p41》	本山	B	B	研修の記録を整備して、職員会議の場で報している。

【労務】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
研修等	17	職員の資格取得に積極的に努めていますか。 **着眼点** ・保育教諭等の教員免許更新時期を（5年）管理し、更新講習を受講させること。 **法令等** ・法第15、39条《手引p13、14》 ・認こ運営基準第3《手引p25》 **参考事項** （幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例） 新制度施行から5年間（平成32年3月末まで）に限り、幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。 （保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例） 新制度施行から5年間は、幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため、履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。	本山	A	A	保育士資格、幼稚園教諭免許、栄養教諭等の資格取得及び更新について、必要な費用を負担している。
育児休暇・介護休業規程	18	年次有給休暇の算定に当たっては、育児や介護により休業した期間を、出勤したものとみなしていますか。 **法令等** ・労基法第39条《手引p63》	本山	A	A	育児や介護により休業した期間を、出勤したものとみなしている。また、介護及び看護休暇取得時には通常給与を支給している。
	19	育児や介護休業の制度利用を申し出たこと、又は利用したことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをしていませんか。 **法令等** ・男女雇用機会均等法第9条第3項《手引p70》 ・育児・介護休業法第10条《手引p70》	本山	A	A	解雇その他の不利益な取扱いをしていない。
給与規程	20	給与、諸手当の金額等について明確に規定し、その規程に基づいた適正な決定、支給が行われていますか。 **法令等** ・労基法第24～26、28、89、108条《手引p58～59、67、68》	本山	A	A	給与規程第11～19条に給与、諸手当の金額等について明記し、規程に基づいた適正な決定、支給を行っている。
	21	給与の締切り、支払日は明確になっていますか。 **法令等** ・労基法第24条《手引p58》	本山	A	A	給与規程第6条、第7条に給与の計算期間、支払日について明記している。

【労務】　幼保連携型認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 《手引p　》は、手引に記載している該当頁を示しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
給与規程	22	超過勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当は、法定割増率以上になっていますか。 **法令等** ・労基法第37条《手引p62》	本山	A	A	給与規程14条に超過勤務手当125%、休日勤務手当135%、深夜勤務手当125%の割増率を明記している。
旅費規程	23	交通費、宿泊料等の旅費について明確に規定し、その規程に基づいた適正な決定、支給が行われていますか。	本山	A	A	旅費規程を整備し、規程に基づいた適正な決定、支給が行われている。
社会保険	24	各種社会保険制度への加入（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険）は、適切に行っていますか。 **着眼点** ・雇用保険と労災保険への加入は、原則、労働者を1人以上雇う事業主の義務となっています。 ・健康保険、厚生年金保険は、適用要件を確認し、必要な手続きを行うこと。	本山	A	A	適用要件を確認の上、各種社会保険制度への加入を適切に行っている。
職員の健康管理	25	定期健康診断を実施するなど、職員の心身に係る健康管理に努めていますか。 **着眼点** ・雇用時及び少なくとも年1回の定期健康診断を実施すること。 ・「健康診断の結果に基づき事業主が講ずべき措置に関する指針」や「職場における腰痛予防対策指針」「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等を確認し、適切な措置に努めること。 **法令等** ・学校保健安全法第15条《手引p44》 ・労働安全衛生法第66条《手引p68》 ・労働安全衛生規則第43、44条《手引p68、69》	本山	A	A	雇用時及び年1回の定期健康診断を実施している。